

令和8年10月20日
福島河川国道事務所
福島県

だんざきはし
「伊達崎橋」仮橋への交通切替について

- 令和4年3月16日発生 of 福島県沖を震源とする地震で被災した、主要地方道浪江国見線「伊達崎橋」は、福島県からの要望により、国の直轄診断を経て、令和5年度に事業化となった修繕代行事業です。
- 復旧工事を進めるにあたり、工事に相当の期間を要するため、地域の交通確保のため、仮橋の設置を進めてまいりました。今般、仮橋への交通切替の日時が決定しましたのでお知らせいたします。
- 仮橋供用後は、現在通行が制限されている大型車両の通行も可能となります。

■仮橋交通切替日

令和8年10月28日(水) 15:00 頃

■仮橋設置について



- ・仮橋の概要は、別添図のとおりです。
- ・伊達崎橋修繕代行事業の工事の進捗状況は、福島河川国道事務所ホームページで随時お知らせいたします。

https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/danzakibasi_restoration/danzakibasi.html

- 仮橋設置工事の期間中に、片側交互通行などの交通規制を行う場合がありますので、通行の際は、現地の案内に従い、安全に走行をお願いします。

<記者発表先> 福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ

問い合わせ先

【伊達崎橋仮橋、修繕代行事業に関すること】

国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 副所長 ^{いわぶち けんいち} 岩渕 賢一
電話 024-546-4331(代表) 内線205

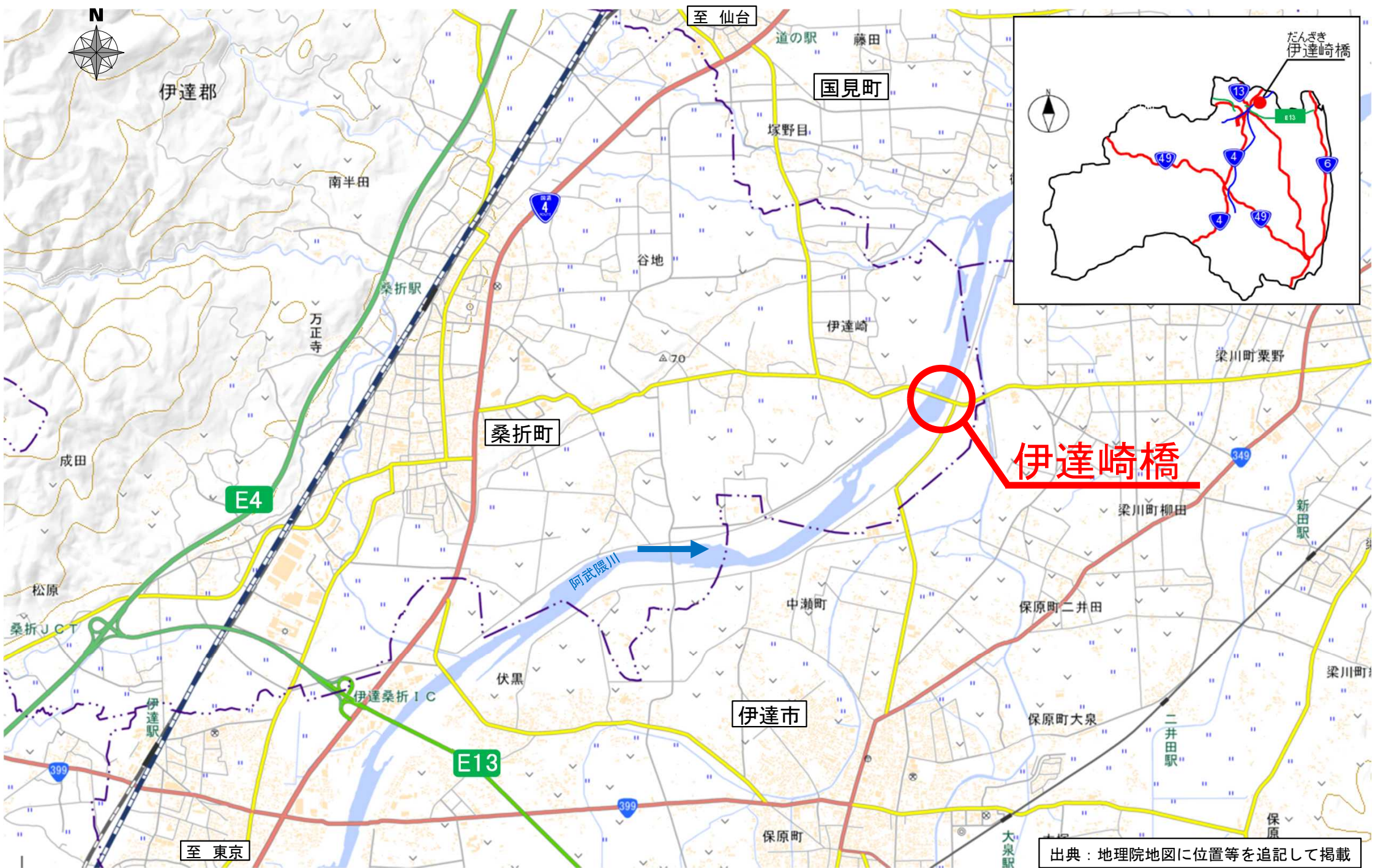
【橋の拡幅(歩道設置)、橋の前後の道路改良に関すること】

福島県 県北建設事務所 事業部長 ^{かとう じゅん} 加藤 淳
電話 024-521-2542(道路課)

【主要地方道 浪江国見線に関すること】

福島県 保原土木事務所 所長 ^{みしな かずひこ} 三品 和彦
電話 024-575-2151(代表)

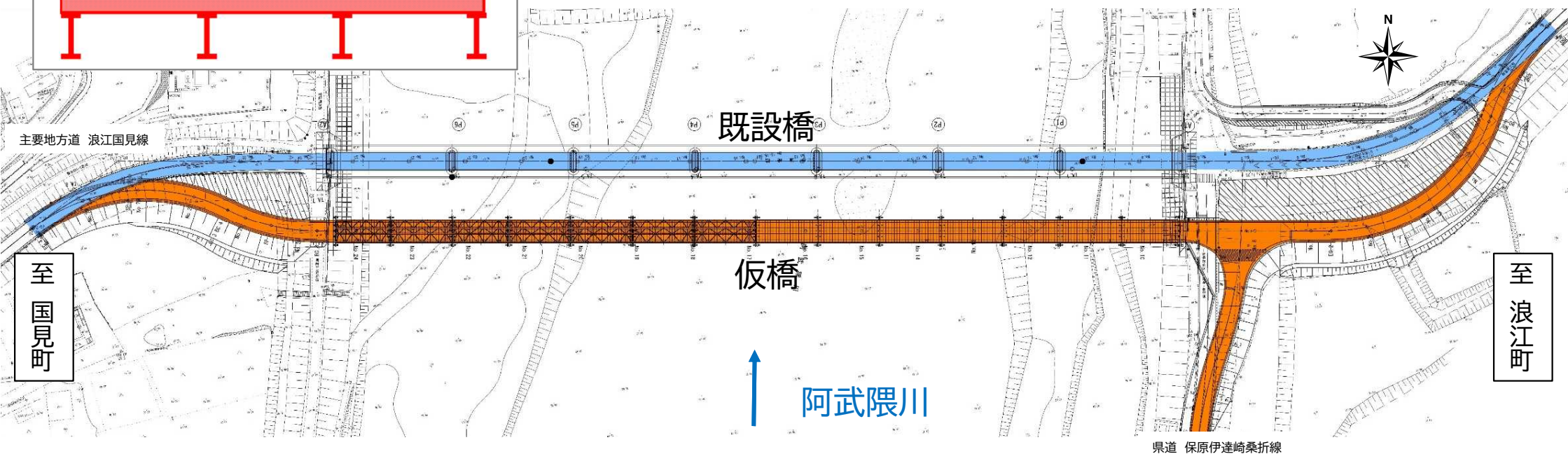
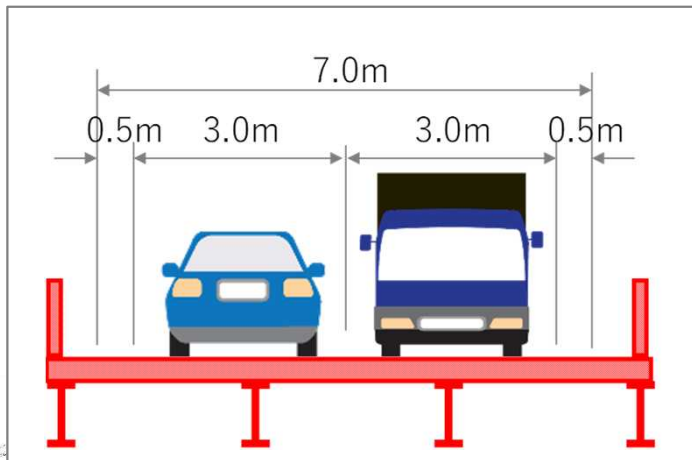
位置図



伊達崎橋仮橋交通切替について

交通を仮橋に切替後、伊達崎橋既設橋の撤去、下部工の補強を実施します。

仮橋断面図



県道 保原伊達崎桑折線

- 通行帯 (切替前)
- 通行帯 (切替後)

- ・ 仮橋、仮橋前後の道路の舗装が完了しました。
- ・ 区画線を施工し、交通を仮橋に切替えます。
- ・ 交通を仮橋に切替後、伊達崎橋本橋の撤去、下部工の補強を実施します。
- ・ 伊達崎橋本橋が撤去され、下部工の補強が終われば、新しい伊達崎橋を架設します。

